

開催決定!

昨年度、新市制10周年、宗像ユリックス開館25周年事業として宗像ユリックスで実施した「宗像ミアレ音楽祭」。今年も開催が決定しました。

- 日程 9月14日(日)、同15日(月・祝)
- 場所 宗像ユリックス

九州交響楽団によるコンサート、市民によるステージ、精華女子高等学校吹奏楽部の演奏やマーチングなどイベント盛りだくさんで、みなさんのもとに音楽をお届けします。詳細は今後随時市広報紙でお知らせします。



九州交響楽団



精華女子高校吹奏楽部

宗像ミアレ音楽祭 Facebookページにいいね!を

宗像ミアレ音楽祭 @https://www.facebook.com/munakatamiare で、音楽祭当日まで、イベントについての詳細や、いきいき出前コンサートの様子などの情報を発信していきます。ぜひチェックしてください。

■問い合わせ先 文化・スポーツ推進課 ☎(36)1540

7月中旬に国民健康保険 高齢受給者証を郵送

*後期高齢者医療制度の適用を受けている人を除く

現在使用している「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は、7月31日(木)までです

市では、国民健康保険に加入している70歳から74歳までの人へ、8月から使用する「国民健康保険高齢受給者証」を郵送します。8月1日(金)以降に医療機関で受診するときは、更新後の新しい「国民健康保険高齢受給者証」と「国民健康保険被保険者証」を提示してください。

●郵送時期 7月中旬

●対象 国民健康保険加入者で、昭和14年8月2日から同19年8月1日までに生まれた人

■問い合わせ先 国保医療課 国民健康保険係

☎(36)1363

70歳以上75歳未満の人の一部負担金割合

現役並み所得者以外	平成26年4月1日以前に70歳になった人(誕生日が昭和19年4月1日以前の人)	1割
	平成26年4月2日以降に70歳になった人(誕生日が昭和19年4月2日以降の人)	2割
現役並み所得者(市県民税課税所得が145万円以上)		3割



市営住宅 入居者募集

①公営住宅②改良住宅

内容 ①平原団地(須恵3丁目) ②桜町団地(池田) / 簡易耐火構造

長屋 2階建て各1戸

収入基準 同居しよとする親族の収入を含め、諸控除後の所得金額が

額が①月額15万8000円(年間所得189万6000円) ②月額11万4000円(年間所得136万8000円)以下

*高齢者、障がいのある人などは、諸控除後の所得金額が①月額21万4000円(年間所得256万8000円)以下②月額13万9000円(年間所得166万8000円)以下

家賃 ①所得に応じて異なる②3000円

入居要件 住宅に困っている市に在住、通勤する人で、同居しよとする親族がいる人。

ただし、高齢者や障がいのある人は単身入居可

*申込者か同居親族が暴力団員の人は入居申込不可

●申込締切日 7月16日(水)

●提出書類 申込書、ハガキ2枚

*申込書は、7月1日(火)から、建築課(本館2階)と元気な島づくり課市民サービス係(大島行政センター)で入手可、市HP(www.city.munakata.lg.jp)、「市内にお住まいの方」↓「暮らしと生活環境」↓「住まい」↓「お知らせ」↓「平成26年度第2回市営住宅募集」↓「宗像市営住宅入居申し込みにかかる提出書類」からダウンロード可

●申込先 建築課、元気な島づくり課市民サービス係各窓口

■問い合わせ先 建築課 ☎(36)5203

「ここ」と体のリフレッシュ・在宅介護者応援セミナー

日時 7月18日(金) 午前10時~午後3時30分(予定)

見学場所 トヨタハイ

トフルプラザ福岡(福岡市博多区東那珂2-1-55)

●内容 車椅子利用者が乗りやすい車両など「誰にでも優しい車」の見学

●対象 在宅介護をしている市民

●定員 抽選で30人

●参加料 1500円(昼食代含む)

*見学後、福岡市内で昼食を予定

●申込締切日 7月10日(木)

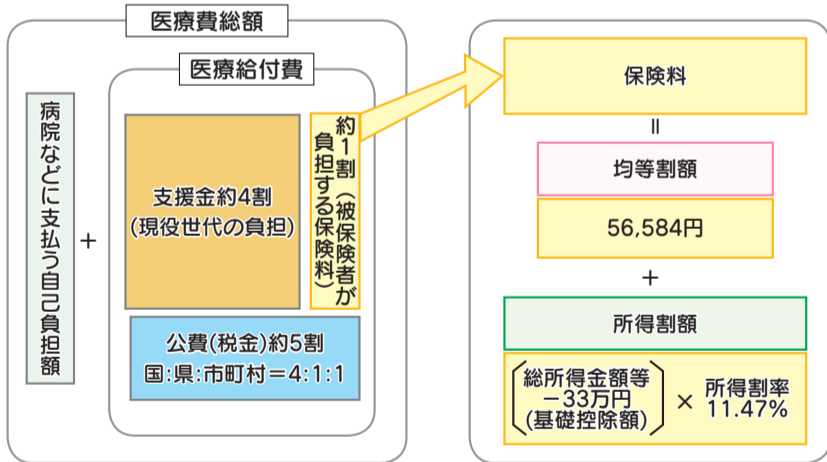
●申込・問い合わせ先 宗像市社会福祉協議会(メイトム宗像内) ☎(37)1300

平成26年度の 後期高齢者医療保険料が決定

平成25年中の所得が確定したことに伴い、同26年度の保険料が決まりました。7月中旬に、被保険者(加入者)のみなさんへ「平成26年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。保険料は、平成25年中の所得金額と平成26年4月1日時点の世帯の状況を基に算定して決定します。

*4月1日以降に75歳になる人、県外からの転入者などはその時点を基準にしています

●保険料の決まり方(計算方法)



- ▽保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます
- ▽保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直され、平成26年度は改定されています
- ▽保険料は、年額57万円が上限です
- ▽総所得金額等とは、平成25年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」「給与収入-給与所得控除」「事業収入-必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。総所得金額等が33万円以下の場合、所得割額はかかりません

- 保険料の軽減
 - ▽均等割額=世帯の所得に応じて軽減
 - ▽所得割額=被保険者の所得に応じて軽減
 - *詳細は、通知書に同封のパフレットで確認を
- 保険料の減免制度
 - 災害や失業などで保険料の納付が困難になったときは、保険料が減免できる場合があります。詳細は問い合わせを。

■問い合わせ先 国保医療課後期高齢者医療係 ☎(36)1348